

物資の流通の効率化に関する法律の規定に基づく荷主に係る届出等に関する命令案及び物資の流通の効率化に関する法律の規定に基づく連鎖化事業者に係る届出等に関する省令案についての意見・情報の募集について

令和7年5月30日
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部

この度、「物資の流通の効率化に関する法律の規定に基づく荷主に係る届出等に関する命令案」及び「物資の流通の効率化に関する法律の規定に基づく連鎖化事業者に係る届出等に関する省令案」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和6年法律第23号。以下「改正法」という。）により、物資の流通の効率化に関する法律（平成17年法律第85号。以下「法」という。）に物流効率化のための規制的措置が新設されたところです。

改正法による改正後の法第45条第1項及び第5項の規定により、荷主事業所管大臣は、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（仮称）」による改正後の物資の流通の効率化に関する法律施行令（平成17年政令第298号。以下「令」という。）第6条第3項に定める数値以上の貨物を取り扱う第一種荷主を「特定第一種荷主」と、令第7条第3項に定める数値以上の貨物を取り扱う第二種荷主を「特定第二種荷主」として指定することとされ、当該特定第一種荷主及び特定第二種荷主（以下「特定荷主」という。）は、法第42条第1項及び第4項に規定する物流効率化のための努力義務に関する措置の取組状況等について、中長期的な計画の作成や定期の報告をすることに加え、物流統括管理者の選任の届出を行うことが義務付けられることとされました。

また、改正法による改正後の法第64条第1項の規定により、連鎖化事業所管大臣は、令第10条第3項に定める数値以上の貨物を取り扱う連鎖化事業者を「特定連鎖化事業者」として指定することとされ、当該特定連鎖化事業者は、法第61条第1項に規定する措置の取組状況等について、中長期計画の作成や定期の報告をすることに加え、物流統括管理者の選任の届出等を行うことが義務づけられることとされました。

このため、当該届出等の様式等や物流統括管理者の業務等の主務省令に委任された事項を規定する必要があることから、今般、「物資の流通の効率化に関する法律の規定に基づく荷主に係る届出等に関する命令」及び「物資の流通の効率化に関する法律の規定に基づく連鎖化事業者に係る届出等に関する省令」を制定する必要があり、意見を募集す

るものです。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

(1) e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載
(農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)

(2) 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課物流生産性向上推進室において配布

3 意見・情報の提出方法

(1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、**意見入力へ**のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課物流生産性向上推進室

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名）及び連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記してください。御記入いただいた個人情報、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

また、意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

5 意見・情報受付期間

令和7年5月30日～令和7年6月28日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

① 連鎖化事業者に係る届出等に関する省令案（概要）

② 荷主に係る届出等に関する命令案（概要）

7 関連資料

（別紙）根拠法令条項